

あかびらまちづくり フォトコンテスト

作品大募集！ 2014

見てるみんなが「笑顔」になれる、そんな一枚。
「ふるさと」赤平を感じる、そんな一枚。
あなたが感じたままの写真を応募してみませんか。

【テーマ】

大人の部 『あふれる笑顔』『ふるさと』
子どもの部 『あふれる笑顔』 ※小学生以下とします。

【応募締切】

平成27年2月6日(金)(当日消印有効)

【あて先・問合せ】

〒079-1192
赤平市泉町4丁目1番地
赤平市役所企画財政課企画調整係 ☎32-1834

※詳しくは、ホームページをご覧ください。
(<http://www.city.akabira.hokkaido.jp/photocon/>)



赤平市市税等収納向上対策本部

事務局 税務課納税係
☎32-22219

**市税や公共料金の滞納がありますと
一部の行政サービスが制限されます！**

市の歳入である市税や各種公共料金は、市が暮らしに必要なさまざまな住民サービスを提供する上で重要な財源です。

多くの市民の方は、誠実に納付の努力を
していただいておりますが、支払能力があ
りながら自己の都合で納付いただけない
ケースもあります。

市では、市税などを滞納されている方に対
し、一部の行政サービスについて制限を行っ
ておりますが、平成26年4月1日からその対
象となる制限を拡大いたします。

税負担の公平を今一度強く認識し、納期限
内納付にご協力をお願いいたします。

○行政サービス制限の対象となる市税等

市税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、
国民健康保険税、介護保険料等：13税(料)目

○制限する行政サービスの種類

職員の採用、臨時職員の雇用、幼稚園入園
幼稚園通園等、現行条例で59項目(事業)に
新事業が4項目(事業)追加されます。

- ・ 民間賃貸住宅家賃助成事業
- ・ 民間賃貸住宅建設助成事業
- ・ 民間賃貸住宅リフォーム助成事業
- ・ 高齢者世帯等除雪費助成事業

詳細については、税務課納税係へ！
問合せ 納税係 ☎32-22219

今月の納税

・ 介護保険料 第1期

納期限 4月30日(水)まで

納税(付)相談について

平日、午前8時30分から
午後5時までの間、随時担
当係で納税(付)相談を
行っておりますので、利用
ください。

口座振替の利用促進 について(お願い)

市税等の納付には、便
利で確実な口座振替をご
利用いただけますようお
願いします。

一度手続きをしておけ
ば、納付期限の日にご指
定の口座から自動的に引
き落としになりますので、
金融機関に出向く必要も
なく、また、うっかり納付
忘れの心配もありません。
市税等の口座振替の手
続きは、市内各金融機関
で承ります。また、税務課
に連絡いただければ、ご
自宅に書類を送らせてい
ただきます。

納税係 ☎32-22219

ご存じですか？

平成26年度の国民年金保険料

定額保険料
(月額)

15,250円

(平成26年4月分～平成27年3月分)

●国民年金保険料は前納することで割引になります●

1 保険料を前納(現金納付)すると割引額が増!

◆一括前納(現金納付)にすると

1年度分の保険料額
183,000円が179,750円へ **3,250円の割引!**

◆6カ月前納(現金納付)にすると

6カ月分の保険料額
91,500円が90,760円へ **740円の割引!**

※1年度分前納用・6カ月前納用の納付書は4月上旬に砂川年金事務所から郵送されます。

□一部納付(一部免除)制度を利用した場合

保険料月額、4分の1免除で11,440円、半額免除で7,630円、4分の3で3,810円になります。

2 月々の口座振替も早割(当月保険料の当期末引落し)にするとお得!

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料…
しかし口座振替を早割にすると

月50円の割引になります

申し込むと、初回の口座振替で2カ月分の保険料(割引なしの1カ月分と50円割引の1カ月分)が引落としとなり、その後は毎月の保険料が50円割引です!

手続きは、砂川年金事務所または預(貯)金口座のある金融機関へ(右記の3点を持参してください)

- ①年金手帳、国民年金納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ②預(貯)金通帳
- ③金融機関届出印

引き落としは、手続きをした翌月または翌々月となります。後日郵送される「口座振替のお知らせ(ハガキ)」で開始月を確認してください。

●20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは…●

学生納付特例制度をご利用ください!

20歳以上の学生の方は、本人の前年所得が118万円以下であれば、申請して承認を受けると、在学期間中の保険料の納付を猶予することができる「学生納付特例制度」があります。学生

納付特例期間は、老後の年金を受けるための資格期間には算入されますが、年金額には反映されませんので、満額の年金を受けるために10年以内にあとから納めること(追納)ができます。

なお、学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなっています。(申請手続きには、在学証明書・印鑑をご持参ください。)

国保

Information

国民健康保険の届け出

忘れていませんか？

国民健康保険は職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。
また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することになります。

◀ 次のようなときは、必ず届け出をしましょう！

国保に加入するとき

- 他の市町村から転入したとき
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 生活保護が廃止になったとき
- 子どもが生まれたとき

国保を脱退するとき

- 他の市町村へ転出したとき
- 他の健康保険などに加入したとき
- 生活保護が開始になったとき
- 加入者(被保険者)が死亡したとき

その他

- 住所・氏名・世帯主などが変わったとき
- 退職者医療制度の対象になったとき
- 子どもが就学のため他の市町村に転出するとき

■ 問合せ 医療保険係 ☎32-2214